



第31号

2021年春号

丹波市農業委員会だより



【丹波ひかみねぎの収穫（市島町上牧 木寺正氏のほ場にて）】

- ◆令和3年度農業振興施策に関する意見書を提出・・・・・・・・・・ 2ページ
- ◆全国農業新聞購読促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ◆農業者年金加入相談会を開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ◆地域からのたより・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5ページ
- ◆農地の手続きに関するQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7ページ
- ◆農作業機付きトラクターの公道走行について・・・・・・・・・・ 7ページ
- ◆令和3年度丹波市農業委員会会議開催日程・・・・・・・・・・ 8ページ

令和三年度農業振興施策に関する意見書を提出しました

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、高齢化や後継者の確保に係る地域の担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物への被害、異常気象に伴う農作物への影響など非常に厳しい状況にあります。

丹波市農業委員会では、農地



に関する相談や農地パトロールなど日常活動を通じ、農業者の声を幅広く聴く中から、早急に対応が必要なものと及び実現できる可能性が高いものを中心にとりまとめ、農業委員会等に関する法律第三十八条に基づき、令和三年度農業振興施策の事業計画及び予算編成に向けた意見を令和二年十月三十日に市長（当時、谷口進一市長）に提出しました。

一、農業の担い手・後継者対策について

- ①トラクター免許（大型農耕車限定）取得講習会について
- ②小規模農業者への支援について
- ③ドローンオペレーター講習費用の支援について

二、農村環境の保全・農地の維持管理について

- ①公共物等の除草負担軽減について
- ②人・農地プランの実質化について

三、有害鳥獣対策について

- ①効率的・効果的な有害鳥獣捕獲の実施について
- ②野猪等被害防止柵等設置事業の拡充について

四、魅力ある丹波市農業にするために

- ①効果的な情報発信、PRの実施について
- ②一次加工の仕組みづくりについて
- ③特産物振興交付金の制度見直しについて

全国農業新聞を読んでもみませんか

農業者の視点でお届けします

- ①解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
- ②農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③実務情報と経営者マインド
- ④読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤老若男女が楽しく読める

発行日・・・毎週金曜日

購読料・・・1カ月700円

購読申し込みは、丹波市農業委員会事務局までご連絡ください。

農業者年金加入相談会を開催しました

農業者年金は、農業者を対象として、国民年金に上乗せして支給される年金で、「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること」を目的としています。

丹波市農業委員会では、農業者に特化した公的な終身年金である農業者年金の加入推進を行っています。



推進活動の一環として、農業者年金加入相談会を年に数回開催しています。

令和二年度は、アンケート調査の結果から三名、農業委員会委員からの紹介で二名の方が相談会に参加いただきました。

相談会には、地元の農業委員も同席し、兵庫県農業会議から農業者年金に関して専門的な知識を有する職員の派遣をお願いしました。五名の内一名の方は説明を受け、今後、農業者年金への加入を予定されています。

農業者年金に関心のある方は、お近くの農業委員会委員、または農業委員会事務局までご相談下さい。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的年金です。国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入することができます。

農業者年金の特徴

- ① 少子高齢化に強い積立方式（確定拠出型）の年金です。
- ② 保険料の額は自由（月額2万円～6万7千円）に決められます
- ③ 終身年金で、80歳までに亡くなった場合は死亡一時金が遺族に支払われます。
- ④ 保険料の全額が社会保険料控除の対象となるなど税制面の優遇措置があります。
- ⑤ 認定農業者など意欲のある担い手には保険料の国庫補助があります。

詳しい内容をお知りになりたい方は、丹波市農業委員会事務局までご連絡ください。

地域からの たより



田舎暮らしを愉しむ

柏原町下小倉

大石 幸男

平成二十六年四月、両親のいなくなった小倉に夫婦で帰郷。農業経験のない二人が田舎で何をすべきか、何が出来るかを考えました。

受け継いだ農地や栗畑を遊休地にせず、愉しむものづくりをしようと、家と倉庫を断捨離・リフォームし、基盤作りを行いました。

米作りは友人に任せ、丹波栗・黒大豆・大納言小豆の生産と、野菜や葡萄、柑橘等の果物作りを愉しむことにしました。

父の自慢であった葡萄やキウイフルーツ等の果物は、大半が枯れ寂しいものでしたが、残った葡萄たちを元気に出来ないか挑戦し、栗畑の整理と野菜作りをしながら田舎

暮らしが始まりました。

葡萄は、アライグマに食べられながらも、キウイフルーツや柑橘類とともに元気に育っています。

雑木林化していた栗畑は、整地後二十本の栗を植え、出荷も出来るようになりました。

黒大豆は、農協に出荷するとともに、お世話になった方々の収穫体験や贈り物として喜ばれています。

大納言小豆は、知人や農協の指導を受け、栽培二年目か



らはマルチ栽培に挑戦し、反収二百^キロ超を達成しています。

「安心安全な食」を心がけ、孫たちの「じいちゃまとばあちゃまの作った野菜や葡萄はおいしいね。」の声を糧とし、「高品質で多収穫」を目標に、失敗もありますがそれを次に生かせるよう愉しんでいます。

遊休農地の草刈り

青垣町徳畑 徳畑自治会

農会 足立 歳勝

当自治会では、近年雑草地が増え、環境面、隣接地にも影響が出ております。また、農業委員会からも農会長に指導があり、対応に苦慮している現状です。当時、農会長として、空き家の農地と高齢者の農地を中心に、草刈が出来



る方法を模索する中で、以前に購入していた草刈り機の使用頻度が低くかったので、うまく活用できないかと検討しました。

オペレーターの選考・規則集の作成・保険への加入（傷害保険、農機具の保険）、更に自治会の総会で提案し賛同を得て組織を令和元年五月に立ち上げ、都会で生活されている方には文書で連絡した結

果、大変喜んで頂き、初年度の活動費用（燃費や保険費用など）は自治会から借り入れました。令和二年から新農会長にバトンタッチし活動を継続しています。隣接の自治会からも、規則集を見せてほしいという話もあり喜んでいる状況です。

地主さんから「新たに小作者との契約が出来た。」との声もあり、今後も農会長をリーダーに頑張り、環境面で喜んで頂けるように協力していきたいと思っています。

自然栽培での大麦栽培

市島町喜多 うむ農園

代表 高橋 麻美

二〇一五年に丹波市にて「うむ農園」を立ち上げまし

た。自然栽培という、種以外は圃場に持ち込まない栽培方法をしています。

最初の年は、五反程の圃場を譲っていただいたトラクターで耕耘し、共同経営者の秀彰と共に、大麦と小麦とライ麦を手で蒔いて、手刈りで収穫しました。刈り取った麦はハーベスタで脱穀し、筵の上で乾燥させました。乾燥後、大麦は鉄の釜で手焙煎し、麦茶と大麦珈琲として、他の麦と共に神戸のマルシェに持っていく、一年かけて販売しました。

二年目は、圃場を七反に増やし、前年と同じように、栽培、販売し、パン屋さんから「うむ農園の麦を使いたい。」とお声を掛けていただくようになりました。

三年目以降も順調に圃場を増やしていく、七年目となる今では約二町の農地を耕作しています。

麦の他にもハーブや輪作で

黒豆も栽培し、枝豆での出荷も開始し、インターネットでの販売も行っています。

丹波市で「うむ農園」を始めて七年目になり、ようやく、農場の管理や地元の人との繋がりがしつかり安定したものになってきました。もうすぐ二歳になる娘も授かり、随分と賑やかになりました。今後の土の変化を楽しみながら、二人三脚で、コツコツと歩んでいきます。



農地の手続きに関するQ&A

Q. 農地を取得する場合は、どのようにすればいいですか？

A. 農業委員会へ許可申請書を提出し、許可を受ける必要があります。耕作目的での取得は「農地法第3条」、転用目的での取得は「農地法第5条」の手続きとなります。
※自身が所有する農地を転用する場合は「農地法第4条」の手続きとなります。



Q. 農地転用はどこでもできるのですか？



A. 農地を転用するには、原則、農振農用地区域外であることが必要です。農振農用地区域の確認については、農業振興課（☎ 0795-74-1465）へお問い合わせください。その他の要件については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

Q. 栽培用のビニールハウスを設置するのに何か農地法の手続きは必要ですか？

A. 栽培用のビニールハウスのほか、防草シートの設置などについては、手続きの必要はありません。しかし、倉庫として使用するビニールハウスの設置や下部をコンクリート張りにするなど、設置目的や計画によっては、手続きが必要となる場合があります。



Q. 許可を受けずに転用した場合はどうなりますか？

A. 農地所有者や事業者が是正指導、原状回復命令を受ける場合や罰則（※）が科されることがあります。また、許可後に事業計画どおりに転用しなかった場合も同様の処分を受けることがあります。

（※）懲役刑（3年以下）または罰金刑（個人の場合300万円以下、法人の場合1億円以下）



Q. 申請から許可までのスケジュールを教えてください。

A. 提出書類や現場などを確認し、問題がなければ下記の日程となります。余裕を持ってお手続きいただきますよう、お願いいたします。

区 分	各 種 届 出	農地法第3条 非農地証明願	農地法第4条 農地法第5条
書類の 提出締切	毎月5日（休日の場合は翌開庁日）		
許可書 受理書 の交付	申請月の中旬	申請月の下旬	申請月の 翌月の下旬

農作業機付きトラクターの公道走行には 注意が必要です

令和元年5月からの道路運送車両法の規制緩和により、農作業機付きトラクターが一定条件のもと、公道走行が可能になりました。

公道走行には、トラクターの灯火器類、作業機の幅、最高速度などの確認が必要です。詳しくは、お近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、一般社団法人日本農業機械工業会にご確認ください。

また、トラクターによっては、大型特殊免許が必要です。「普通免許（小型特殊免許）」で公道走行可能なものは、トラクター単体又はトラクターに農作業機を付けた状態での寸法が、①長さ4.7 m以下、②幅1.7 m以下、③高さ2 m以下（ヘッドガードなどの安全フレームや安全キャブがあるものについては、当該装置を除いた部分の高さが2 m以下、かつ、当該装置を含めた高さが2.8 m以下）、④最高速度が15 km/h以下の4つの条件全てを満たすもののみです。この4つの要件のどれか1つでも満たさない場合には、「大型特殊免許」が必要です。

無免許運転の場合、罰金や免許取消し、最低2年間免許が取得できないなどの罰則がありますのでご注意ください。



令和3年度

丹波市農業委員会会議開催日程

毎月地域委員会の日に農地に関する相談をお受けします。各地域委員会の前日までに、丹波市農業委員会事務局に事前予約をお願いします。

月	地域委員会	定例総会	地 域 名	申 請 締切り
4月	12日(月)	26日(月)	山 南 ・ 市 島	5日(月)
	13日(火)		氷 上 ・ 青 垣	
	14日(水)		柏 原 ・ 春 日	
5月	12日(水)	25日(火)	山 南 ・ 市 島	6日(木)
	13日(木)		氷 上 ・ 青 垣	
	14日(金)		柏 原 ・ 春 日	
6月	11日(金)	25日(金)	山 南 ・ 市 島	7日(月)
	14日(月)		氷 上 ・ 青 垣	
	15日(火)		柏 原 ・ 春 日	
7月	12日(月)	26日(月)	山 南 ・ 市 島	5日(月)
	13日(火)		氷 上 ・ 青 垣	
	14日(水)		柏 原 ・ 春 日	
8月	12日(木)	25日(水)	山 南 ・ 市 島	5日(木)
	13日(金)		氷 上 ・ 青 垣	
	16日(月)		柏 原 ・ 春 日	
9月	13日(月)	27日(月)	山 南 ・ 市 島	6日(月)
	14日(火)		氷 上 ・ 青 垣	
	15日(水)		柏 原 ・ 春 日	
10月	11日(月)	25日(月)	山 南 ・ 市 島	5日(火)
	12日(火)		氷 上 ・ 青 垣	
	13日(水)		柏 原 ・ 春 日	
11月	11日(木)	25日(木)	山 南 ・ 市 島	5日(金)
	12日(金)		氷 上 ・ 青 垣	
	15日(月)		柏 原 ・ 春 日	

地域名	会 場	農 地 相 談 (毎 月)
柏 原	柏原住民センター	各地域委員会の 午後1時30分～午後2時00分 ※ 事前予約必要
氷 上	氷上住民センター	
青 垣	青垣住民センター	
春 日	春日庁舎(4階第1委員会室)	
山 南	山南住民センター	
市 島	ライフピアいちじま	

発行：丹波市農業委員会 編集：情報提供検討委員会

委員長 三原 博之
委員 池田 芳美
委員 森田 和志副委員長 塩見 正
委員 池上 一幸
委員 大野 優委員 足立 義行
委員 荻野 晴久

委員 細見 芳郎